

次期計画の策定にあたっての論点整理



資源循環分野における社会情勢の変化（現行計画の策定以降における主なもの）

【プラスチック資源循環法】（2022年4月施行・国）

- ・プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るもの

【循環経済工程表】（2022年9月公表・国）

- ・2050年を見据えためざすべき循環経済の方向性と、素材や製品など分野ごとの2030年に向けた施策の方向性を公表

【第五次循環社会形成推進基本計画】（2024年8月公表・国）

- ・環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれを通じた持続可能な社会の実現をめざすもの

【再資源化事業等高度化法】（2025年度施行予定・国）

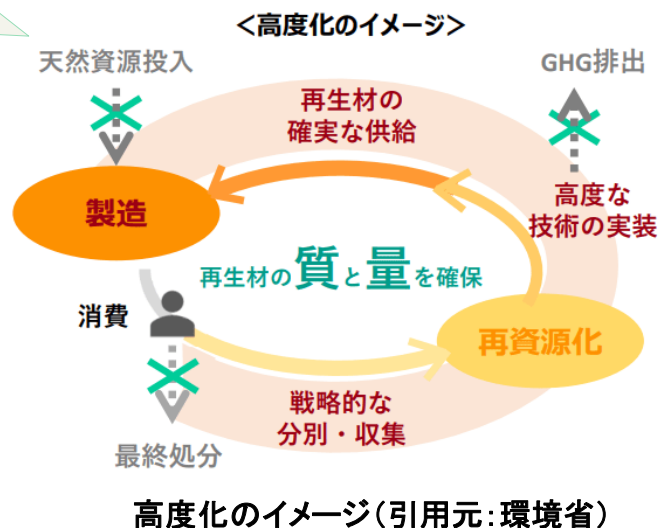
- ・効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出量削減の効果が高い資源循環の促進を図るもの

【その他】

- ・成長志向型の資源自立経済戦略の策定（2023年3月・国）
- ・循環経済への移行加速化パッケージの公表（2024年12月・国）

【市町村・民間事業者の取組】

- ・民間事業者とも連携して資源循環の取組を進めている
- ・大手企業を中心に、サーキュラーエコノミーに関する取組が始まっている



2050年にめざすべき循環型社会の将来像

社会情勢の変化を踏まえたポイント

- サーキュラーエコノミーにより、資源循環産業が発展している大阪
- SDGs、カーボンニュートラル、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の目標が達成された大阪
- 国内及び地域レベルでの資源循環と適正処理が確立し、地域循環共生圏が実現した大阪



2050年にめざすべき循環型社会の将来像を検討

※ 第2回部会における議題として想定

主な論点（事務局案）

環境保全を前提とした循環型社会の形成とともに、
これを通じた持続可能な社会の実現をめざすための計画とする。

全体像イメージ

① サーキュラーエコノミーへの移行

- ・関係者間のネットワーク構築
- ・民間企業や市町村の連携・取組促進
- ・国の施策とも連動した情報収集・発信 等

② プラスチックごみ対策の推進

- ・使い捨てプラスチックごみ対策
- ・プラスチックごみの分別収集（市町村）
- ・質の高いリサイクルの推進（BtoB等） 等

循環型社会 形成

③ カーボンニュートラルの推進

（資源循環分野における脱炭素化）

- ・プラスチックごみ焼却量の削減
- ・高度な再資源化の推進 等

④ 適正処理の推進

- ・一廃・産廃の適正処理（建廃・太陽光パネル等）
- ・最終処分場確保
- ・災害廃棄物対策 等

論点①: サーキュラーエコノミーへの移行(1)

■主な論点

適正処理や3Rの推進のみならず、サーキュラーエコノミーの移行に資するためにも、市町村、民間事業者、府民のさらなる取組の促進が必要ではないか。

検討いただく上での参考情報

① 国の方向性: 第五次循環社会形成推進基本計画 (2024年8月公表)

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進することが鍵。

② 再生素材の利用促進に係る国の動き

➤ 再資源化事業等高度化法の施行(2025年度施行予定)

- ・ 脱炭素と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を構ずるもの。

➤ 資源成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ(2025年2月・経産省)

- ・ 再生材の利用に関する義務の拡充について検討が進められている。(以下は一部抜粋)

国内マーケットの健全な育成が必要な資源としてプラスチック等を制度的に指定し、再生材の利用に関する義務を拡充する。具体的な義務の内容としては、再生材の利用等に関して取り組むべき事項の明確化、それに関する計画の策定、実績の定期報告を追加する(PDCA サイクルの構築)。

論点①: サーキュラーエコノミーへの移行(2)

検討いただく上での参考情報

③ プラスチックに関する取組の推進(プラスチック資源循環法) (2022年4月施行・国)

- プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまでプラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者、自治体、府民がプラスチック資源循環等(3R+Renewable)に取り組んでいくもの。
- 民間事業者や市町村の対応が進んできている。
 - ・ 小売店(コンビニやスーパー)や宿泊施設等による使用削減の取組(消費者への意志確認、軽量化、素材代替など)
 - ・ 市町村による製品プラスチックごみ(家庭由来)の分別収集・再資源化 ⇒ 2025年4月から大阪市が開始(府内では初)
 - ・ 大臣認定(製造・販売事業者等による自主回収・再資源化) ※ 認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要
⇒ 認定例: 使用済みの容器を再び同じ種類の容器に戻す水平リサイクル 等

④ 国による連携促進の動き

- サーキュラーパートナーズ(2023年12月発足・経済産業省・環境省)
 - ・ サーキュラーエコノミーの実現には個々の企業だけでは難しいため、ライフサイクル全体の関係者の連携と取組の拡充が必要であり、サーキュラーパートナーズはその一環となるもので、多くの企業・業界団体、都道府県・市町村、大学、研究機関等の関係者が参画している。
(最新の国の施策・支援メニュー、自治体・民間事業者の先進事例の発信、交流機会の創出)

⑤ 府の主な取組事例

- 上記サーキュラーパートナーズへの参画(最新情報の収集等を行い、府内市町村や事業者還元)
- 関連セミナーの開催(市町村・事業者のサーキュラーエコノミーに対する認知度向上と機運醸成の促進)※2025.3開催予定
- 市町村との情報交換会を通じた先進事例の紹介(サステナブルファッション、製品プラスチックの一括回収、BtoB 等)
- 大阪府リサイクル製品認定制度の見直し検討の実施(水平リサイクル、海洋プラスチックごみ、カーボンニュートラル)

論点①:サーキュラーエコノミーへの移行(3)

検討いただく上での参考情報

⑥ 市町村の取組事例:民間事業者とも連携した資源循環の取組が始まってきている

- ペットボトルの水平リサイクル
 - ・飲料メーカー等と連携し、ペットボトル(家庭由来)の水平リサイクルを実施。(府内26市町村(2025.1時点・予定含む))
- 民間事業者と連携したリユースや分別回収の推進
 - ・ネットショッピングサービス(フリマ・不用品買取)、リサイクル回収サービス(パソコン等の小型家電の回収)の情報提供を実施。
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化(プラスチック資源循環法)
 - ・大阪市が2025年4月に開始(リサイクラーと連携した取組、同法の大臣認定を取得)。
- 民間事業者等との連携を目的とするプラットフォームの構築
 - ・門真市プラスチック削減プラットフォーム、ひらかた資源循環プラットフォーム

⑦ 民間事業者の取組事例:大手企業を中心に資源循環の取組が始まってきている

- 民間事業者による分別回収の拡大
 - ・自社製品(衣服・プラ収納用品など多数)の分別回収、コンビニにおけるペットボトルの回収・水平リサイクルを実施。
- リユース容器を利用したショッピングサービスの導入
 - ・日用品や食品などを、リユース可能な容器で販売、使用済み容器を回収・洗浄、製品を充填し、再販するサービスを実施。
- 廃プラスチックのケミカルリサイクル実証事業(三井化学、花王)
 - ・花王が関与した廃プラスチックを原料とし、リサイクルプラスチックとして製造・使用する、ケミカルリサイクルによる循環型スキームの実装に向け共同検討を開始。
- 建設現場で排出される廃棄物の100%リサイクル(積水ハウス)
 - ・施工現場廃棄物の100%リサイクルの取組「積水ハウスゼロエミッションシステム」を実施。

論点②: プラスチックごみ対策の推進(1)

■主な論点

適正処理や3Rの推進のみならず、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に資するためにも、プラスチックごみの削減等、資源循環分野におけるさらなる取組の推進が必要ではないか。

検討いただく上での参考情報

① 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- G20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロをめざす大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有され、本ビジョンの目標達成に向け、大阪府・大阪市が共同でプラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むため、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画が2021年3月に策定された。

② 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画 (大阪府・大阪市)

- 計画目標: 2030年度までに大阪湾に流入するプラスチックごみを半減させる(2020年度比)【58.8t/年 → 29.4t/年】
2025年度には当該計画の中間点検を実施予定。

海洋プラスチックごみの発生を抑制するためには、日常生活や生産活動で発生するプラスチックごみを減らす必要があることから、住民が新たなプラスチックごみを発生させないライフスタイルへ転換するための取組を進める。

③ 府の主な取組事例

- マイボトル等利用できる店舗等を検索できるウェブサイト「Osakaほかさんマップ」による情報発信
- リユース容器(カップ・食器)のシェアリングサービスに関する実証事業の実施
- リユース容器の導入促進に向けた実証事業の実施
- 大阪府リサイクル製品認定制度の見直し検討の実施(海洋プラスチックごみ問題への対応等)※再掲
- 幅広い関係者と連携し、対策の検討や効果検証を行う「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」の運営

論点②: プラスチックごみ対策の推進(2)

検討いただく上での参考情報

④ 国の動き(プラスチック資源循環法) ※再掲

- プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまでプラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者、自治体、府民がプラスチック資源循環等(3R+Renewable)に取り組んでいくもの
- 民間事業者や市町村の対応が進んでいる。
 - ・ 小売店(コンビニやスーパー)や宿泊施設等による使用削減の取組(消費者への意志確認、軽量化、素材代替など)
 - ・ 市町村による製品プラスチックごみ(家庭由来)の分別収集・再資源化 ⇒ 2025年4月から大阪市が開始(府内では初)
 - ・ 大臣認定(製造・販売事業者等による自主回収・再資源化) ※ 認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要
⇒ 認定例: 使用済みの容器を再び同じ種類の容器に戻す水平リサイクル 等

⑤ 市町村の取組事例 ※再掲

- ペットボトルの水平リサイクル
 - ・ 飲料メーカー等と連携し、ペットボトル(家庭由来)の水平リサイクルを実施(府内26市町村(2025.1時点・予定含む))
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化(プラスチック資源循環法)
 - ・ 大阪市が2025年4月に開始(リサイクラーと連携した取組、同法の大臣認定を取得)。

⑥ 民間事業者の取組事例 ※再掲

- 民間事業者による分別回収の拡大
 - ・ 自社製品(プラ収納用品等)の分別回収、コンビニにおけるペットボトルの回収・水平リサイクルを実施。
- 廃プラスチックのケミカルリサイクル実証事業(三井化学、花王)
 - ・ 花王が関与した廃プラスチックを原料とし、リサイクルプラスチックとして製造・使用する、ケミカルリサイクルによる循環型スキームの実装に向け共同検討を開始。

論点③: 資源循環分野における脱炭素化

■主な論点

サーキュラーエコノミーへの移行やプラスチックごみ対策の推進により、資源循環分野における脱炭素化も進むのではないかな。

検討いただく上での参考情報

① 国の方向性 : 2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方※1

- 「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」(2020年10月 第203回国会 菅内閣総理大臣所信表明演説)
各分野において「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた排出削減策の検討が必要。
- (廃棄物分野) 3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることをめざす。

② 廃棄物分野の温室効果ガス排出量※1

- 2019年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量の約76%を「廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO2排出」が占める。
うち、廃プラスチック(一般廃棄物・産業廃棄物)及び廃油(産業廃棄物)からのCO2排出が約4分の3を占める。

③ 資源循環の取組とカーボンニュートラルの関係※2

取組	例	効果
リデュース リニューアブル	軽量化、電子化、シェアリング、サブスク、代替素材化(バイオマス化、再生材利用) 等	天然資源追加投入量減、製造・物流でのCO2減、廃棄物焼却に伴うCO2減
リユース リサイクル	事業者自主回収、環境配慮設計(易分解、素材単一化等)、製品のリユース・リサイクル	天然資源追加投入量減、カーボンニュートラルに不可欠な資源確保
リカバリー	エネルギー回収の高度化・効率化(発電の高効率化、バイオマス由来燃料)、エネルギー利用の高度化・効率化	発電・熱利用の化石燃料代替

※1 参考: 廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案) 2021年8月5日 環境省

※2 参考: 中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会(第1回)2022年2月25日 環境省

論点④: 廃棄物の適正処理の推進(1)

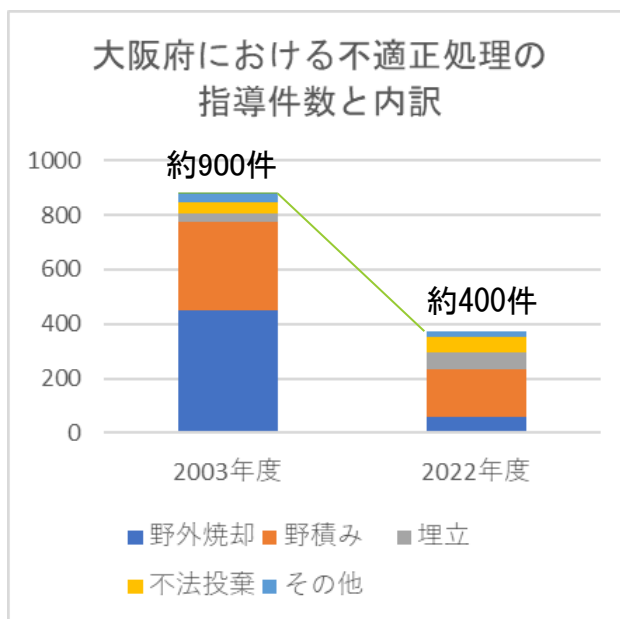
■主な論点

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、循環経済への移行を進め、循環型社会形成を推進するにあたって大前提となるものである。府における不適正処理の現状や国の動き等を踏まえ、さらなる適正処理の推進が必要ではないか。

検討いただく上での参考情報

① 府における不適正処理の現状等

- 警察とも連携したパトロール等による監視強化等により不適正処理件数はピーク時より半減したものの、現在も年間約400件の不適正処理事案を指導。
- 産業廃棄物の不適正処理事案の内訳は、野積み47%、埋立17%、不法投棄15%。うち、建設系廃棄物が8～9割を占める。
- 太陽光パネルの排出量※が2020年の約150トンに対し、2035年には約3,700トン、さらに2039年には約22,000トンに急増すると見込まれている。
※出典: 環境省「平成26年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務報告書」



② 府の主な取組事例

- 排出事業者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底
 - ・ 排出事業者に対する立入検査等において、産業廃棄物の適正処理を指導、周知。
 - ・ 不適正処理の未然防止や早期発見に向け、警察等と連携したパトロールによる監視・指導。
 - ・ 大阪府不適正処理防止推進強化月間に、近隣府県等と連携した産廃運搬車両の路上検問やヘリコプターによる府域の縦断的な巡回・監視等を実施。

論点④: 廃棄物の適正処理の推進(2)

検討いただく上での参考情報

② 府の主な取組事例(続き)

- 産業廃棄物処理業者の育成・指導
 - ・ 処理業者に対し、立入検査により適正処理を指導するとともに、優良認定制度のメリットを周知。排出事業者が優良認定処理業者を活用できるよう最新の業者情報を府ホームページで発信。
- 土地所有者等への指導・周知啓発
 - ・ 土地所有者等に対し土地の適正管理を指導するとともに、府ホームページや不動産団体等を通じ周知。
- 太陽光パネルのリサイクル・適正処理の推進
 - ・ リサイクル事業者やリサイクル等の推進に向けた環境省のガイドライン等を府ホームページや説明会で周知。
- 府発注工事等における電子マニフェストの使用義務化
 - ・ 2023年4月以降に契約を行う「府発注工事」及び「府が排出する産業廃棄物処理委託」において、電子マニフェストの使用を義務化。

③ 市の主な取組事例

- 排出事業者、処理業者、土地所有者等への産業廃棄物の指導・周知を実施。

④ 国の動き

- 「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について(案)」(2024年12月・環境省)
 - ・ 廃棄物処理法に基づき適正処理を求めるとともに、再資源化を義務付ける仕組みとした上で、使用済太陽光パネルが関係者間で適切に受け渡され、確実に再資源化が行われる制度を構築するとされている。
- 資源成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ(2025年2月・経産省)
 - ・ レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大、及びリサイクル現場における発煙・発火リスク低減のため、製造事業者等による小型リチウム蓄電池使用製品の自主回収・再資源化の促進について検討するとされている。